

制度移行後の1人当たり保険料(税)の 試算結果(市町村別)

【留意事項】

- ・ 本試算は、国の依頼に基づき平成29年8月に行ったもので、算定方法が確定されていない段階のものであります。
- ・ 平成29年度に仮に新制度を当てはめて行ったものであるとともに、平成28年度についても一定の仮定により算出したものであり、いずれも実際に賦課されている保険料(税)額とは異なります。
- ・ また、平成30年度の保険料(税)額を試算したものではありません。
- ・ なお、各市町村において保険料(税)負担抑制等のために充てられている繰越金、基金繰入金、一般会計繰入金や保険料軽減制度は、平成29年度も平成27年度と同額が実施されたと仮定して試算したものです。

試算に当たっての主な条件等

試算に当たっての主な条件

- 年齢調整後の医療費指数を反映する係数 α は、1と0で試算を行う。
- 応能分による割合を調整する所得係数は、原則通り β を使用する。
- 納付金算定基礎額の配分方式と市町村標準保険料率の算定方式は、ともに3方式（所得割、均等割、平等割）とする。
- 激変緩和措置の丈比べは、被保険者1人当たり納付金額ベースとする。
- 下限割合の設定有無とは、被保険者1人当たり納付金額が、一定の下限割合を超過して減少しないような設定を行うか否かを示す。
- 市町村標準保険料率の算定に用いる標準的な収納率は、市町村別の直近3ヶ年平均の実績値とする。

試算パターン

ケース	激変緩和措置における丈比べの際の一定割合（2年間分）	下限割合の設定有無	医療費指数反映係数	
ケースA	自然増+0.5%	106.66%	無し	$\alpha = 1$ 及び $\alpha = 0$
ケースB	自然増	105.64%	無し	$\alpha = 1$ 及び $\alpha = 0$
ケースC	2%	104.04%	無し	$\alpha = 1$ 及び $\alpha = 0$
ケースD	自然増+0.5%	106.66%	有り	$\alpha = 1$ 及び $\alpha = 0$
ケースE	自然増	105.64%	有り	$\alpha = 1$ 及び $\alpha = 0$
ケースF	2%	104.04%	有り	$\alpha = 1$ 及び $\alpha = 0$